

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 44 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私は、昭和40年10月ころ、父親の勧めもあって国民年金の加入手続を行ったが、当時は、冷害と風害の影響で作物の生育が悪く収入が無かったため、役場から免除を受けるように言われ免除申請を行った。41年12月に役場に行った時に、余裕があるなら未納、免除期間の保険料を納付するように言われ納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和41年12月3日に納付したのは、未納及び免除期間の保険料であると主張しているところ、同日に納付した保険料は、47年4月から同年12月までの保険料とされているが、当該保険料の納付の際、より廉価である過年度納付可能な未納期間及び免除期間の保険料の納付又は追納が可能であるにもかかわらず、納付及び追納を行っていないこと、納付日が免除期間であることを考えれば、未納期間及び免除期間のままとなっているのは不自然である。

また、申立人が昭和41年12月3日に納付した国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の42年4月から同年12月までの検認印がA町の検認となっており、A町B組合のCの口座でも41年12月3日付けでD他入金として4万9,410円と記帳されているなど、申立人が同町及び同組合の両機関で保険料を納付したことが推認でき、42年4月から同年12月までの保険料1,800円が、未納の期間及び41年1月から同年12月までの免除期間の保険料1,800円と同一の金額となることから、

申立人の未納期間及び免除期間の保険料であるとの主張に信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、昭和42年4月から同年12月までの国民年金保険料を41年12月3日に納付しているにもかかわらず前納扱いになっておらず、納付した日の翌月の42年1月から同年3月までの保険料を納付していないのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は父が行ってくれた。父は納税組合を通じて保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、A班で構成される納税組合を通じて保険料を納付しており、送達された納付書と現金を入れた袋を交代で当番になった班員が回収し、市役所で領収書と引き替え、領収書を入れた袋を各家庭に配布していたと主張しているところ、B市では、「C組合」により、昭和38年度から平成6年度まで保険料を徴収していたとしており、申立人と同じ班員が、申立人の主張どおり、納税組合により保険料を納付したと証言している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親及び町内会の同じ班員が、保険料を完納しているのに、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、国民年金の加入期間40年のうち、短期間である申立期間9か月間を除いて完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の加入手続は父が行ってくれて結婚するまで保険料を負担してくれたが、結婚してからは、義父が納付組合を通じて保険料を納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、A 班で構成される納税組合を通じて保険料を納付しており、送達された納付書と現金を入れた袋を交代で当番になった班員が回収し、市役所で領収書と引き替え、領収書を入れた袋を各家庭に配布していたと主張しているところ、B 市では、「C 組合」により、昭和 38 年度から平成 6 年ころまで保険料を収納していたとしており、申立人と同じ班員が、申立人の主張どおり、納税組合により保険料を納付したと証言している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親及び町内会の同じ班員が、保険料を完納しているのに、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、国民年金の加入期間 40 年のうち、短期間である申立期間 3 か月間を除いて完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和45年ころA村（現在は、B町）の職員から特例納付について教えられ、私の夫が私のために2万円強の国民年金保険料を納付してくれた。村の民生委員をしていた方と村役場の職員の方が来て、夫が私の前で保険料を渡したことを覚えている。

この特例納付した保険料が納付記録から漏れていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ころ村役場の職員から特例納付について教えられ、その夫が申立人のために36年4月にさかのぼって2万円強の国民年金保険料を特例納付したと主張するところ、45年7月から第1回の特例納付が実施されており、納付に必要な保険料も申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致している上、保険料を渡したとする当時の民生委員の氏名及び同席した村役場の職員の存在も確認されていることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、A村は、当時婦人会が国民年金保険料の収納を行っており、特例納付保険料についても村民の利便を図るため婦人会が預かった可能性があるとしているところ、申立人に係るA村の被保険者名簿から申立期間当時の保険料の収納を婦人会が行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降に未納期間は無く、厚生年金保険との

切替手続も適切に行っており、年金に対する意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金特例納付保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで

昭和 54 年 12 月に夫婦一緒に会社を辞めたため、翌年 1 月ころ私が A 市役所で国民年金加入手続をして、それ以降は二人分の保険料を市役所か B 銀行で納付していた。一緒に納めていたはずで、夫は納付済みになっているのに私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁の記録から納付日が分かる昭和 59 年 4 月から 61 年 11 月までの間、夫婦が同一日に納付していることが確認できる上、申立人の夫は申立期間の保険料を納付済みであること、及び申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月時点で申立期間は過年度納付可能な期間であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から 57 年 8 月までが未納から納付済みへ記録訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和48年2月から50年3月までの期間が未納であった。申立期間の保険料は、49年11月ころ妻が会社を退職し、国民年金の加入手続を行った際に、私も国民年金に加入していないことを知り、後日、妻が加入手続を行ってくれ、保険料を納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和49年11月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った際、申立人が国民年金に未加入であることを知り、後日、申立人の国民年金への加入手続を行い、未納保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻の年金手帳が49年11月に発行され、申立人の手帳は同年12月に発行されていることが確認できることから、申述内容と符合する。

また、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間当初の昭和48年2月にさかのぼり国民年金被保険者資格を強制的に取得していることから、申立期間は現年度納付及び過年度納付可能な期間であり、その妻は2種類の納付書があったことを覚えている上、その妻から提出されたメモには申立期間内である50年3月ころに夫婦の保険料を納付したことがうかがえる記載があることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、国民年金に加入して以降未納期間が無く、第3号被保険者と第1

号被保険者との切替えも適切に行うなど納付意識は高かったと考えられることから、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったのみで申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間、48年7月から同年9月までの期間及び61年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年9月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和48年7月から同年9月まで
⑤ 昭和61年6月

中学卒業後、すぐに就職してA区B町のC店に住み込みで働いていた。申立期間①から④までは、私が20歳になって少ししてから、店にやってきた区役所の職員に「20歳になったので国民年金に加入してください」と言われたので、店の主人が私と同僚の分の国民年金の加入手続きしてくれた。それ以来店の主人が毎月の給料から保険料を納めてくれていた。申立期間⑤は、納付書が届いたのでそのつど私がD市まで行き、窓口で保険料を納めた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人は、当時働いていたC店の主人が申立人とその同僚の国民年金保険料を一緒に納めていたとしているところ、社会保険事務所の特殊台帳では、申立人と同僚の保険料の収納年月が確認できる期間については二人の納付年月が一致しており、店主も申立人と同僚の保険料を自身の分と合わせて納付したとの証言をしていることから、申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間③及び④の前後は納付済みである上、申立期間③に

については、国民年金保険料を一緒に納めていたとする申立人の同僚は納付済みであり、申立期間④については、同僚及び店主は納付済みである。

さらに、申立期間④について、特殊台帳から、申立期間の前後の期間である昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 48 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を、同年 12 月に納付していることが確認できることから、申立期間が未納となっていることは不自然である。

- 2 申立期間⑤について、申立人は納付書で国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間⑤当時、D 市では納付書による保険料収納を行っていたとしており、申立内容と符合している。

また、申立人は、申立期間⑤の前後は納付済みであり、申立期間⑤前後を通じて住所やその職業に変更は無く、生活状況に大きな変化がみられないこと、及び申立期間⑤が 1 か月と短期間であることから、申立期間⑤の国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は店の主人が行っていたとしているが、その店主は加入手続及び保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であり、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の同僚は未納である上、社会保険事務所の特殊台帳から申立人及びその同僚とも、申立期間①直後の昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月までの保険料を 46 年 11 月に過年度納付していることが確認でき、過年度納付の時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間②について、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の同僚及び店主は未納である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 6 月の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から同年 6 月まで

私が 20 歳になったときに父が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、父が家族の分をまとめて納税組合の役員へ納付していたと聞いている。申立期間について、両親は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときにその父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 4 月 21 日に払い出されており、A 町の国民年金被保険者名簿では、申立期間後の 44 年 7 月から 56 年 3 月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立内容に信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその両親は納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納が無く、年金の種別変更手続を適切に行っている上、申立人の両親は、国民年金加入期間についてすべて納付済みであるなど、申立人及びその両親は国民年金の納付意識が高いことがうかがえることから、加入して当初の 3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 4 月まで

昭和 51 年 10 月に退職する際、会社の庶務担当から必ず市役所に行って厚生年金保険から国民年金への切替手続をするように言われ、退職後、A 市役所の窓口で国民年金の加入手続をした。51 年 12 月 2 日に同年 11 月と同年 12 月の国民年金保険料 2,800 円を市役所の窓口で納付書により納め、52 年 1 月に入ってから昭和 51 年度の 4 期分である 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料 4,200 円を同じ窓口で納めた。52 年 5 月に就職が決まったので、同年 4 月の保険料についても納めた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月の退職後、国民年金の加入手続をしたとしているところ、A 市の国民年金被保険者名簿では、同年 12 月 2 日に資格取得の届出をしていることが確認できる上、申立期間のうち 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 4,200 円とする申立内容は、申立期間当時の保険料額と一致しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間は、4 か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間以外に未納が無いなど、国民年金の納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

昭和39年9月にA店に転職し、事務員として住み込みで働き始めました。事業主から国民年金に入るよう勧められ、加入手続を集金人を通して行い、また、国民年金保険料も自分の分も含めて事業主や同僚の分を集金人に渡していました。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月に住み込みで個人商店で働き始めたときに国民年金に加入し、事業主や同僚の保険料と合わせて自身の分も集金人に納付していたとしているところ、事業主及び同僚の納付記録から、申立期間について、保険料が納付されていたことが確認できることから、申立人のみ納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがわれ、かつ、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

結婚前のA市に居住している時に、兄に勧められ兄が私の国民年金加入手続をしてくれた。

結婚後、B地からC村（現在は、D町）に転居してきて何年か経った時に、夫から年金は少しでもさかのぼって納めた方がよいと言われ、昭和44年3月に子供二人を自転車に乗せ、同村役場年金窓口に出向き国民年金の加入手続を行った。

そのときに国民年金保険料を納付しようと思い、1万円札を出したところ、窓口職員に全部納めますかと言われた。帰りに買い物をする予定だったので、8,000円くらいでお願いしますと言ったところ、それでは3年だけさかのぼりましょうと言われ、8,000円前後の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月にC村役場年金窓口で3年間だけさかのぼり、8,000円前後の国民年金保険料を納付したとするところ、申立人の所持する国民年金手帳から44年3月に昭和43年度の保険料が現年度納付されていることが確認でき、このころに納付手続を行ったと推認できる上、申立人が納付したとする保険料額も申立期間の保険料と43年度の現年度保険料とを合わせた額とおおむね一致していることから、申立内容には不自然さはみられない。

また、申立人は、納付手続を行った昭和44年3月の時点では時効によ

り保険料を納付できない期間も含め申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、同時期にC村役場で払い出された他の国民年金被保険者の納付記録を調査した結果、時効により納付できない期間も含めさかのぼって保険料が収納されている事例が見られたことから、申立人についても同様の取扱いが行われ、申立期間の保険料が収納された可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 60 年 3 月に会社を辞め、1 年間通訳の学校に通い、翌年 4 月から派遣社員として働き始めた。国民年金に加入していないのを母が気にかけて、61 年 2 月ころ、A 区役所で国民年金の加入手続をし、会社退職後の 60 年 4 月からの保険料を 3 回に分け過年度納付した。納付後少したってから、母から学生の際は免除できるので支払わなくて良かったことを聞き、払わなくても良かったのに納付してしまったと話し合った記憶があり、母もそのように記憶しているので、学生期間であったころも納付していたはずである。申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②以降は未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っていることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間②前後は国民年金保険料が納付済みとなっており、3 か月と短期間である申立期間②が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の資格取得日から、平成元年 2 月ころ払い出されたと推認され、払出時点からすると、申立期間①は時効により納

付できない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立期間①について、申立人は納付した時期、国民年金保険料額の具体的な記憶が無く、納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年3月まで

昭和36年に私が夫婦二人分の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も私が夫婦二人分を一緒に納付してきた。社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、加入直後は集金で、しばらくしてから郵便局で納付していたことを覚えているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、11か月と短期間である申立期間を除き、昭和36年4月に国民年金に加入してから、60歳に到達する平成6年*月までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月ころ、連番で払い出されており、申立人の夫は、申立期間のうち、36年5月から同年8月までは納付済みとなっている。

さらに、申立人が所持している領収証書及び国民年金手帳から、申立人は、昭和37年6月18日に申立期間後の37年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付し、同年10月22日に申立期間前の36年4月の保険料を過年度納付していることが確認でき、いずれの時点でも申立期間の保険料を納付することが可能であったことから、申立期間が未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで

昭和43年10月ころ、一緒に住んでいた母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。それまでの国民年金保険料の未納分についても、加入直後に母親がまとめて納付してくれた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、9か月と短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和43年10月12日に申立期間後の43年4月から同年9月までの保険料を現年度納付し、同年10月28日に申立期間前の41年9月から42年6月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、いずれの時点でも申立期間の保険料を納付することが可能であったことから、申立期間が未納であるのは不自然である。

さらに、平成20年10月8日に、上記被保険者名簿の記録により、申立期間直前の昭和42年4月から同年6月までの納付記録が追加され、申立期間中の43年1月から同年3月までの納付記録が取り消されており、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年3月まで

昭和61年4月に国民年金の任意加入被保険者から第3号被保険者に切り替わることになったので、夫の会社に迷惑をかけるはいけないと思いい、それまでに未納であった期間の国民年金保険料を納付した。未納期間をすべて納付したので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に国民年金に任意加入するとともに付加保険にも加入し、申立期間以外には国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は10か月と短期間である上、社会保険庁の記録から、申立人は、第3号被保険者制度が始まる前の昭和60年度に60年度分の国民年金保険料を現年度納付し、59年度分の保険料を過年度納付したことが推認され、この時点において申立期間の保険料も納付できた可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から53年3月まで
昭和45年に退職した後、国民年金に加入していなかったが、53年ころ、A市職員から、国民年金保険料を納めないと将来年金がもらえなくなると言われたので、保険料額の細かな計算をしてもらった上で、市役所で夫婦二人の未納期間の保険料をすべて納付した。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月6日に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時期は、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)に該当するとともに、申立期間は強制加入被保険者期間であることから、申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人は、昭和53年6月ころ、A市職員に申立期間の国民年金保険料額と今後60歳になるまでの保険料額を試算してもらったところ、申立人が所持するメモには申立期間を特例納付した場合の保険料額と、付加保険にも加入した場合に今後納付することになる保険料額が記載されており、このメモに基づいて特例納付したとする金額(夫婦二人で約60万円)は、申立期間の保険料額とおおむね一致することなどから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降は、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から53年3月まで
昭和45年に夫が退職した後、国民年金に加入していなかったが、53年ころ、A市職員から、国民年金保険料を納めないと将来年金がもらえなくなると言われたので、保険料額の細かな計算をしてもらった上で、市役所で夫婦二人の未納期間の保険料をすべて納付した。申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月6日に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時期は、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)に該当するとともに、申立期間は強制加入被保険者期間であることから、申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人は、昭和53年6月ころ、A市職員に申立期間の国民年金保険料額と今後60歳になるまでの保険料額を試算してもらったところ、申立人が所持するメモには申立期間を特例納付した場合の保険料額と、付加保険にも加入した場合に今後納付することになる保険料額が記載されており、このメモに基づいて特例納付したとする金額(夫婦二人で約60万円)は、申立期間の保険料額とおおむね一致することなどから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降は、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 平成6年6月から13年5月まで

申立期間①については、昭和43年に会社を退職した後、国民年金の加入案内があったので、市役所で加入手続をして保険料を納めていた。申立期間②についても会社を辞めた後、保険料を納付するよう督促があったので、2か月ごとに納めていた。申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に払い出されているが、払出前の同年4月に申立期間前の53年1月から54年3月までの期間を過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付が可能な申立期間①が未納であるのは不自然である。

また、申立期間①は12か月と短期間である。

2 申立期間②について、申立人は、納付した国民年金保険料額、納付方法等を具体的に記憶しておらず、納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月及び平成 6 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月
② 平成元年 4 月及び同年 5 月
③ 平成 6 年 9 月

申立期間①については、職場を退職した昭和 61 年 4 月に、A 区役所で国民健康保険への加入手続と同時に国民年金の加入手続をしたはずであり、一緒に国民年金保険料を納付した妻は納付済みとなっている。申立期間②については、妻と一緒に国民年金保険料を納付しており、平成 4 年に住宅ローンを組むため国民年金の納付履歴を A 区役所に照会した際、妻は 20 歳から同年 9 月まで未納が無いと言われている。申立期間③については、妻と一緒に納付しており、妻は納付済みとなっていることから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 61 年 4 月に A 区役所でその妻が夫婦の国民健康保険の加入手続を行った際、同時に夫婦の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付したとしているところ、一緒に納付した妻は納付済みであり、その主張に不自然さはみられない。

2 申立期間③について、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、妻は納付済みであり、申立人の主張に不自然さはみられない。

3 申立期間②について、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、昭和 61 年 5 月から始まる厚生年金保険被保険者資格が申立期間②当初の平成元年 4 月 1 日に喪失したことが、9 年 1 月 31 日に追加訂正され、それに伴い申立期間②が国民年金被保険者資格期間として同じく追加訂正されていることから、その時点まで、申立期間②は記録上厚生年金保険加入期間となっていたため、当時、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、一緒に保険料を納付したとされる申立人の妻も未納となっており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月及び平成 6 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月及び同年5月
② 平成8年12月

申立期間①については、夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、平成4年9月に住宅ローンを組むため国民年金保険料の納付履歴をA区役所に照会し、20歳から同年9月まで未納が無いと言われた。申立期間②については、夫と一緒に納付しており、夫は納付済みとなっている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、夫は納付済みであり、申立人の主張に不自然さはみられない。

2 申立期間①について、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、夫の厚生年金保険被保険者資格が平成元年4月1日に喪失したことが判明したことに伴い、昭和61年5月から始まる国民年金第3号被保険者資格が申立期間①当初の平成元年4月1日に喪失し、申立期間①が国民年金第1号被保険者資格期間として8年9月9日に追加訂正されていることから、その時点まで、申立期間①は第3号被保険者期間となっていたため、当時、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする主張は不自然である。

また、一緒に保険料を納付したとされる申立人の夫も未納となっており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらず

ないことから、保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から47年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間①については、結婚届を出した昭和40年10月にA区役所で国民年金に加入した後、自宅を訪問したA区役所職員と思われる集金人に国民年金保険料を納付し、その後自宅近くの銀行や郵便局で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、自宅近くの銀行や郵便局で夫婦一緒に保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫と一緒に自宅近くの銀行や郵便局で国民年金保険料を納付したとし、一緒に納付した夫は納付済みとなっていることから、その主張に不自然さはみられない。

2 申立期間①のうち、結婚後の昭和46年10月から47年3月までについて、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を自宅近くの銀行及び郵便局で納付書により納付したとしているところ、A区では保険料の集金人制度は45年9月に終了し、同年10月から納付書方式による保険料の納付に変更されていたことが確認でき、一緒に納付した夫は納付済みとなっていることから、その主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年10月から46年9月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加

入時期は 46 年 12 月ころであるため、当該期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無く、また、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）やほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から11年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、平成9年3月から11年2月までの標準報酬月額が、実際の給料(28万円ぐらい)より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年3月から11年2月まで28万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年3月31日以降の同年4月6日に、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が9年3月から11年2月までは9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成9年3月から11年2月までは28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における標準報酬月額記録は、昭和51年9月から52年6月までは11万円、同年7月から53年5月までは12万6,000円、同年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円及び同年10月から55年5月までは14万2,000円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から55年6月1日まで

申立期間当時勤務していた株式会社Aの厚生年金保険の被保険者記録について、社会保険事務所に照会した結果、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円となっているとの回答があった。しかし、同社への入社日が同じである同僚の被保険者記録と比較しても、申立期間の標準報酬月額が約4年間にわたり9万8,000円のままであることに納得がいかないため、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円となっているが、これは、申立人の昭和42年3月26日（標準報酬月額は1万6,000円）から50年10月1日（同9万8,000円）までの期間及び60年10月1日（同22万円）の厚生年金被保険者原票はあるものの、申立期間の被保険者原票が無いことから、社会保険事務所は、50年10月1日の標準報酬月額9万8,000円をそのまま申立期間において継続適用したものと推認できる。

これについて、B社会保険事務所では、申立人のマイクロフィルムが見当たらない原因は不明であるとしているものの、本来保存されるべき位置に保存されず、別のところに紛れ込んでいるか、又はマイクロフィルムの撮影もれの可能性は否定できないとしている。

一方、C健康保険組合で保管する同事業所の健康保険被保険者名簿には、

申立人の申立期間に係る健康保険標準報酬月額記録として、昭和51年9月から52年6月までは11万円、同年7月から53年5月までは12万6,000円、同年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円及び同年10月から55年5月までは14万2,000円とあり、申立期間前後の厚生年金保険と健康保険の標準報酬月額はおおむね一致している。

同様に、申立人と入社日が同じである同僚及び同僚照会が可能であったその他数人の同僚のそれぞれの厚生年金保険と健康保険の標準報酬月額を突合すると、おおむね一致することから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、C保険組合で保管する被保険者名簿の標準報酬月額の記録を適用することが妥当であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、オンライン記録上、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に係る改定を行わなかったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を昭和51年9月から52年6月までは11万円、同年7月から53年5月までは12万6,000円、同年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から54年9月までは13万4,000円及び同年10月から55年5月までは14万2,000円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和46年12月23日、資格喪失日に係る記録を50年4月6日とし、申立期間の標準報酬月額を46年12月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9月までは6万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年3月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月23日から50年4月6日まで

有限会社Aには昭和44年10月から50年4月まで勤務したのに、厚生年金保険の加入期間が46年12月23日までとなっており、B区からC市へ工場が移転した後の期間について被保険者期間となっていない。工場移転後も継続して勤務しており、当時の同僚は、D地方第三者委員会へ申立てをし、あっせんされている。給与明細書は持っていないが厚生年金保険料が給与から控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者資格記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間において有限会社Aで勤務していたことが認められるとともに、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持している同僚と雇用形態、業務内容などの勤務実態が同じであったことが認められることから、申立人は、当該同僚と同程度の給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の職歴審査照会回答票（事業所情報）によれば、有限会社Aは、B区からC市への工場移転に伴い、昭和46年12月23日に適用事業所でなくなり、C市において50年6月4日から再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、複数の同僚は、工場の移転後も申立人と共に継続して勤務し、移転前と業務内容及び勤務形態の変更はなかったと供述していること、また、雇用保険の被保険者資格記録によると、申立人を含む少なくとも10人が申立期間中に雇用保険の資格を取得していることが確認できること、さらに、当該事業所は、申立期間を含む昭和45年6月1日から50年4月26日までの期間においてE保険組合に加入していたことが確認できることから、当該事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給与明細書における保険料控除額から、昭和46年12月から47年9月までは4万2,000円、同年10月から48年9月までは6万8,000円、同年10月から49年9月までは10万4,000円、同年10月から50年3月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務履行については、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、確認できる関連資料が無く、当時の代表取締役も生存が不明であるところ、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年10月から4年9月までは22万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年11月1日まで
社会保険事務所の記録では、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年10月1日から4年11月1日までの期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額訂正されているので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは22万円、同年10月は24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年3月31日より後の同年6月28日付けで、申立人を含む12人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年10月から4年9月までは22万円、同年10月は24万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所によって申立期間の標準報酬月額を41万円から11万円に減額された。申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が、申立期間当時、勤務していた株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格は平成8年6月1日に喪失（8年6月6日に喪失処理）し、9年6月30日に適用事業所に該当しなくなっているところ、その資格喪失処理から1年以上経過し、適用事業所に該当しなくなった日以降である同年7月18日に、同処理を取り消した上で、申立人の8年4月（被保険者資格の取得月）及び同年5月（被保険者資格の喪失月）の標準報酬月額を41万円から11万円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが社会保険庁の記録で確認できる。

また、申立人は、遡及^{そきゆう}訂正について事業主から聞いていないとしている上、申立人は、取締役という役職であったが、社会保険手続等の業務には関与していないと主張しており、事業主も総務経理全般は、他の社員が行っていたと供述している。さらに複数の同僚も、申立人は社会保険の手続に関与する立場ではなかったと供述している。

加えて、申立人は、平成9年3月から10年9月までは他事業所で厚生年金保険の被保険者記録があり、9年7月18日になされた遡及^{そきゆう}訂正処理に申立人が関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理^{そきゆう}を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和60年2月9日であると認められることから、資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、昭和59年6月から60年1月までの標準報酬月額については、59年6月から同年9月までについては11万円、同年10月から60年1月までについては11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年6月21日から60年3月1日まで
A株式会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録に欠落がある。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和60年2月8日まで、A株式会社（以下「A株式会社(B市)」という。）に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和59年4月21日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に標準報酬月額が定時決定された後、60年3月20日に、A株式会社(B市)の厚生年金保険適用事業所でなくなる処理が59年6月20日までさかのぼって行われている上、申立人の資格喪失日も同日となっており、同年10月1日の定時決定もさかのぼって取り消されていることが確認できる。

また、昭和60年3月20日に事業所が適用事業所でなくなる処理が行われた際に、59年6月20日付けで被保険者資格を喪失した記録とされた同僚41人についても、標準報酬月額の定時決定（59年10月1日）がさかのぼって取り消されていることが確認できる上、このうちの13人は、当初の記録において資格喪失日が59年8月13日から同年12月26日ま

での間となっていたところ、60年3月20日にこの記録が取り消され、他の同僚と同じ喪失日である59年6月20日に訂正されていることが確認できる。

さらに、同僚の保管していた申立期間の一部に係る給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、当該事業所の元役員は、昭和60年1月から同年2月ごろ、経営が行き詰まったことから社会保険料の精算をするため、社会保険事務所に出向いたと供述しており、同僚のうちの一人は、当該役員から申立期間当時に会社の経営が苦しいので、国民年金にしてほしいとの話をされた覚えがあると供述している。

なお、申立期間後に申立人が勤務していたとするA株式会社（C区）は、同社に係る商業登記履歴事項全部証明書により昭和60年2月23日商号の譲渡を受けた別会社であることが確認でき、同社の新規適用年月日は同年3月1日であり、申立人の同社における資格取得日も同日であることが事業所別被保険者名簿により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年6月20日までさかのぼって資格喪失処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社（B市）における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である60年2月9日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和59年4月及び同年10月の記録から、同年6月から同年9月までについては11万円、同年10月から60年1月までについては11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成3年12月から4年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格の喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年12月から4年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年ころから平成元年5月31日まで
② 平成3年12月1日から8年ころまで

厚生年金保険の記録を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。昭和50年ころから平成8年ころまで継続して株式会社Aに勤務していたので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和52年5月1日から平成4年8月31日までが加入期間となっている雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間当時、株式会社Aにおいて勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、株式会社Aは、平成元年6月1日から3年12月31日までが厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とされていなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は連絡先が不明で、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間①については、昭和48年から平成4年4月まで勤務していた同僚の記録によると、当該事業所が適用事業所となる前に国民年金に加入していたことが把握できることから、厚生年金保険の被保険者で

なかったことが確認できる。

一方、申立期間②については、当該事業所の経理担当者は、平成元年6月から4年3月まで厚生年金保険料は控除されていたと供述しており、同時期まで申立人の厚生年金保険料を控除していたと供述している経理担当者の給与明細書により控除されていた事実が認められることから判断すると、申立人は申立期間②のうち、3年12月から4年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、複数の同僚の供述により、申立期間当時、給与の支払いが滞っていたことが確認でき、昭和52年5月1日から平成3年3月31日まで、当該事業所の社会保険関係の事務処理を委託されていた社会保険労務士の供述により、厚生年金保険料の支払いが滞っていたことが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Aは、平成3年12月31日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間②のうち、平成3年12月31日以降においては適用事業所となっていない。しかし、当該事業所は、平成8年6月まで存続し、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時も同社の従業員が10人程度であったとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成3年11月の社会保険庁の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明のため当時の事情を確認できないが、社会保険庁の記録によると、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所では無いことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を昭和62年8月から63年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年8月1日から63年2月29日まで

社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、昭和62年8月から63年1月までの標準報酬月額が、遡及して訂正されていることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年8月から63年1月までは20万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和63年2月29日より後の63年4月1日付けで、申立人を含む複数人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の申立期間における、62年8月から63年1月までの標準報酬月額は、20万円から11万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年1月から同年9月までは26万円、同年10月から4年10月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年11月30日まで
厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、平成3年1月から4年10月までの標準報酬月額は15万円となっているが、誤りと思われるので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までは26万円、同年10月から4年10月までは28万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日以降の5年1月19日に、申立人を含む36人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年1月から4年10月までは15万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年1月から同年9月までは26万円、同年10月から4年10月までは28万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年1月から4年9月までは36万円、同年10月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年1月1日から4年11月30日まで
厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、平成3年1月から4年9月までの標準報酬月額は15万円、同年10月の標準報酬月額は26万円となっているが、誤りと思われるので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から4年9月までは36万円、同年10月は38万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日以降の5年1月19日に、申立人を含む36人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年1月から4年9月までは15万円に、同年10月は26万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年1月から4年9月までは36万円、同年10月は38万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月2日まで
A株式会社に勤めていた平成2年8月から3年10月までのうち、同年1月から同年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が以前の月額より半額程度に下げられていた。4年4月6日に減額手続が行われたことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までは53万円と記録されていたが、同社が適用事業所に該当しなくなった同年10月2日、及びB地方裁判所から破産宣告を受けた4年3月18日以降の同年4月6日に申立人を含む15人の標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、申立人の3年1月から同年9月までの標準報酬月額が32万円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった後、かつ、破産宣告後の平成4年4月6日に月額変更届を3年1月1日さかのぼって処理されている合理的理由は考えられない。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な手続があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで
株式会社Aでの厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成12年3月31日となっているが、同年3月末日まで在籍し、4月21日に振込まれた同年4月分の給与から社会保険料が控除されている。

国民年金加入手続の際、市役所の担当者からも「4月1日の間違いと思うのですが・・・」と言われたが、意味も分からずそのままにしていた。

最近、新聞記事を見て意味が分かった。申立期間が欠落しているのは、株式会社Aの喪失年月日の手違いだと思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、社会保険事務所に提出した健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届に基づく同確認通知書において、申立人の被保険者資格喪失年月日が平成12年3月31日と記載されていることから、申立人の被保険者資格喪失日が同年3月31日であるとする一方で、申立期間において従業員の出勤を管理していた出勤簿や磁気カードが既に無いことから、勤務実態については不明であるものの、同社の申立人に係る12年分の賃金台帳における出勤日数等に不明な点があること、申立人に交付した雇用通知書における雇用期間の終期が2000年(12年)3月31日となっていること、また、申立人が所持する12年4月分の給与支給明細書において同

年3月分の厚生年金保険料を控除していることから、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出た可能性も否定できないとしている。

これら事業主の供述及び申立人が所持する銀行預金通帳の写しにより、平成12年3月分の厚生年金保険料が控除された同年4月分の給与が事業主によって振り込まれていることが確認できることから、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び平成12年2月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年3月31日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 10 年 7 月から 12 年 3 月までの標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務した平成 10 年 7 月から 12 年 3 月までは 50 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 4 月 1 日以降の同年 5 月 19 日に、申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、申立期間について 50 万円から 9 万 8,000 円へと訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間^{そきゅう}において、株式会社Aの取締役^{そきゅう}に就いているものの、当該標準報酬月額の遡及訂正に同意していない上、これに関与できる状況にはなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 10 年 7 月から 12 年 3 月までは 50 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年9月から4年11月まで53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から4年12月31日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成2年9月1日から4年12月31日までの標準報酬月額は53万円で、これに基づく保険料が給与から控除されていた。社会保険庁の記録によると、標準報酬月額が2年9月1日にさかのぼって、同年9月分が50万円に、同年10月から4年12月までが11万円に訂正されており、納得できない。申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年9月から4年11月までは53万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年12月31日以降の5年2月8日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が2年9月分が50万円に、同年10月から4年11月までが11万円に遡^{そきゆう}及訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額を遡^{そきゆう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A株式会社の代表取締役は、「遡^{そきゆう}及訂正は滞納保険料の清算のため、破産申立弁護士と社会保険事務所徴収官が発案し、代表取締役の私が

同意して行った。申立人は当該会社の取締役であるが、社会保険手続等一切関係のない営業部門の担当長であり、遡^{そきゅう}及訂正に関与しておらず、知らせていなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年9月から4年11月までを53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 15 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

脱退手当金が支給されていると知ったのは、平成 6 年 12 月に年金の申請をするために A 社会保険事務所に行ったときである。窓口で「あなた何回来ても記録は変わりませんよ」と言われた。私は脱退手当金の申請をした覚えもお金を受け取った記憶も無い。社会保険庁に支給記録があることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、最初の被保険者期間であり 2 年以上勤務した事業所を失念するとは考え難い。

また、申立人が勤務していた申立期間①及び②の B 病院は、脱退手当金の代理請求を行っていない旨回答している上、当該事業所において申立人の資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失した者で脱退手当金の受給資格を有する 20 名の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は 3 名にすぎず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 34 年 12 月から看護師として勤務しているが、仕事の幅を広げるために鍼灸専門学校に通い、41 年 3 月に卒業しており、脱退手当金が支給された 43 年 9 月当時、引き続き勤務する意思があったものと

推認されるほか、当時の申立人の生活状況等の申立内容に不自然さやうかがえないことを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在はB株式会社）C支店における資格取得日を昭和29年1月8日に、同社D事務所における資格取得日を36年9月30日に訂正し、29年1月の標準報酬月額を1万円、36年9月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月8日から同年2月1日まで
② 昭和36年9月30日から同年10月9日まで

私は昭和28年4月1日から試用期間を経て62年12月1日に定年退職するまで34年余り、B株式会社の在職証明書のとおり、A株式会社に継続して勤務しており、その間は厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社がE社会保険事務所に提出した在職証明書、当委員会に提出した在籍期間証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録等から、申立人が申立期間①及び②も含め、同社に継続して勤務（昭和29年1月8日にA株式会社F工場から同社C支店に異動、36年9月30日に同社F工場から同社D事務所に異動）していたことが確認でき、両申立期間は同一企業内の人事異動による転勤であったことから、両申立期間における事業主による厚生年金保険料の給与からの控除については継続して行われていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額を、申立期間①については、申立人の当該事業所における昭和29年2月1日の社会保険事務所の記録から1万円、申立期間②については、申立人の当該事業所における36年10月

9日の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B所における資格喪失日は、昭和43年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月1日から同年8月1日まで

昭和43年7月にA株式会社B所から同社C所に転勤したが、その際、厚生年金保険の記録に1か月の空白ができています。同期間についても継続して同社に勤務しており、その間の年金の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、社会保険事務所が保管するA株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、資格取得日は昭和38年3月1日、喪失日は43年8月1日と記載のある記録が判明したことから、A株式会社B所が、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を、43年8月1日として行ったことが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、社会保険庁のオンライン記録では、昭和43年7月1日に当該事業所における被保険者資格を喪失したとされているが、前述の原票上では同年8月1日喪失と記録されていることから入力ミスが疑われる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和43年6月の社会保険庁の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成7年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録につき照会したところ、平成7年2月28日付で資格喪失となっている。しかし、平成7年6月までの厚生年金保険料を控除されていることが確認できる給与明細書を添付するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA株式会社で申立期間に継続して勤務していたことが認められ、かつ、給与明細書及び申立人の供述により、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるが、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書は平成7年6月分までであることから、申立期間のうち、7年2月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その後も、登記簿謄本により法人であったことが確認できることから、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと

判断される。

加えて、申立期間当時、申立人は、登記簿謄本により取締役であったことが確認できるものの、事業主及び複数の同僚から名目上の取締役であったという供述を得たこと、給与が取締役就任時以降も就任前と変わらないこと、及び昭和 63 年 9 月から平成 8 年 3 月まで雇用保険に加入していることなどから判断すると、申立人は、実質的には当該事業所と雇用関係にあったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していた事実はないと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないとしている上、社会保険庁の記録によると、A 株式会社は平成 7 年 2 月 28 日に適用事業所に該当しなくなっていることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 6 月の申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用しているが、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書は同年 6 月分までであり、同年 7 月分以降の給与明細書からは控除されておらず、このほか、同年 6 月の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月分（昭和40年12月24日から41年1月1日まで）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を40年12月24日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月24日から41年2月12日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。しかし、昭和40年12月にA株式会社C工場がD地に移転した際、D地へ転勤し、引き続いて47年末まで一貫して同社に勤務していたので、当該申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、同僚が所持する昭和40年11月から41年2月までの給与支払明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、事業主の供述により、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるが、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支払明細書は41年1月までであることから、申立期間のうち、40年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社B工場は、昭和

41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同僚の記録や供述により、適用事業所となった時点で少なくとも被保険者数も34人おり、申立期間当時も申立人の同僚が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社C工場は昭和40年12月24日に適用事業所ではなくなり、同社B工場は41年2月12日に適用事業所となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る40年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年1月の申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるが、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる同僚の給与支払明細書は同年1月までであり同年2月の給与支払明細書からは控除されておらず、このほか、同年1月の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年11月から9年10月まで30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月1日まで
社会保険庁の記録では、A社における平成7年11月1日から平成9年11月1日までの標準報酬月額が給与の額に見合っていない。給与は継続して30万円ぐらいであったので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、厚生年金保険の適用事業所であるA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月及び9年10月は30万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった9年11月1日以後の同年11月21日において、7年11月までさかのぼって月額変更をし、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は株式会社Bの役員であったことが商業登記で確認でき、この法人がA社と同一の事業所であったことも考えられるため、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与した可能性も否定できない。しかし、申立人が自らの役員就任を知らなかったこと、対外的交渉を常続的に身近な親族に依頼していること、当時の業務は配達であり、その後も現場作業などを行っていたとする同僚等の供述が得られたことから、当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当時申立人が個人事業の従業員又は法人の役員のいずれであったとしても当該標準報酬月額については有効な

記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
額は事業主が社会保険庁に届け出た当初の記録から、平成7年11月から
9年10月まで30万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 42 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 42 年 2 月まで

私は、妻と一緒に国民年金の加入手続をして以来、妻が国民年金保険料を納付してきた。今回、年金問題で未納期間があることが分かった。保険料は妻が確かに納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 8 月時点では過年度納付となるが、まとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立期間②後の昭和 42 年 3 月及び 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、昭和 53 年度に第 3 回目の特例納付により納付しているが、申立人は、申立期間②の保険料について特例納付した記憶は無く、当該時点において申立期間①及び②は時効により納付できない。

さらに、申立人は、昭和 52 年から 53 年ころに A 市（現在は、B 市）の説明会があり、相談して 6 万円を納付した記憶があるとしており、申立人が特例納付した期間の国民年金保険料を合わせると 5 万 2,000 円となるなど、申立人の主張におおむね一致することから、申立人の主張する金額は当該特例納付のことであることが推認できる上、申立人は 6 万円以外にまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外にも未納期間があり、申立人の妻も申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年5月まで

私は、会社を辞めた後の昭和37年4月ころ、町内会の方から勧められて、当時、保険料を集金していた町内会の方に国民年金の加入手続をして以来、20歳になる前から国民年金保険料を納付してきた。20歳前の保険料の納付が認められないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後に町内会の人に国民年金の加入を勧められ、加入した後は町内会の方が交代で国民年金保険料を徴収していたので納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を納付したことを示す「A市Bカード」を所持しており、申立期間のうち、20歳前の昭和38年4月から39年5月までの保険料を納付したことを示す町内会の当番員の印鑑が押されていることから、当該期間については保険料が徴収されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間以降の20歳から60歳までの期間の国民年金保険料は完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、国民年金保険料の納付記録については、納付期間が20歳前の期間であるため、制度上、記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から52年2月まで

A市（現在は、B市）の社宅に引越した昭和46年3月に社宅の近所の方から国民年金に加入した方が有利と勧められ、転入手続をする時にA市のC支所で私が任意加入の手続を行ない、保険料を現金で支払った。その後も3か月ごとに夫と車で市役所に行き現金で支払っていた。ねんきん特別便で未納となっていることを知り、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年3月25日に払い出され、国民年金の任意加入被保険者資格を同日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人も交付された国民年金手帳は現に所持している1冊のみであるとしている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和46年3月当時は、A市では印紙検認方式による保険料収納が行われていたが、申立人は年金手帳に印紙を貼付して保険料を納付したとする記憶は無いとしている上、納付したとする保険料額も当時の保険料額と異なっている。

加えて、申立期間が72か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から49年12月まで

私は昭和43年に22歳で結婚し、長男が1歳を超える45年ころ乳母車を引きながらA区役所B出張所に行き国民年金の加入手続をした。職員の方から20歳にさかのぼって加入することも可能と言われたことを覚えている。加入当初は中年の女性が保険料の集金に来てくれ、夫の分と共に納付したが、しばらくして振り込みが変わったと記憶している。子供と共に加入手続をした当時の期間が未納になっており納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に結婚し、A区役所B出張所に出向き20歳にさかのぼって国民年金に加入できることを区役所職員から聞き、加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年2月ころに払い出されており、払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人は現在所持している手帳以外に別の手帳を交付された記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金の加入時期についての申述が変遷するなど加入時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から60年3月まで
昭和43年2月に会社を退職し、45年に結婚したころにA社会保険事務所で国民年金加入手続をした。加入手続の時に年金手帳を受け取り、国民年金保険料は納付書によりB市役所C出張所で納付していた。
申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ころA社会保険事務所で国民年金加入手続をし、加入手続の際に年金手帳を受け取り、国民年金保険料はB市役所C出張所で納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年3月に払い出されており、この払出時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立人も現在所持している年金手帳以外の手帳を所持したことはないとしている。

さらに、B市では昭和47年3月まで印紙検認方式による国民年金保険料収納が行われていたが、申立人は手帳に印紙を貼付された記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から55年3月まで
申立期間については夫婦で一緒に納付していたので、妻の国民年金保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人及びその妻も、納付した保険料額、納付場所等を具体的に記憶しておらず、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の一部の国民年金保険料については、手形で納付したとしているが、A市では、当時、国民年金保険料を手形で納付することはできなかったと思われるとしている。

さらに、申立期間は60か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から51年3月までの期間及び57年2月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から51年3月まで
② 昭和57年2月から58年3月まで

申立期間①及び②については、主に死亡した夫が国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も主に申立人の夫が行っていると主張しているが、申立人の夫は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付にほとんど関与していないため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月ころに払い出されており、払出時点からすると、申立期間①のうち47年3月から49年12月までは時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人の国民年金保険料を主に納付したとする申立人の夫も、申立期間①及び②は未納となっている上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から52年2月まで

昭和53年7月に、申立期間を含む51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付しており、その領収証書を持っている。社会保険事務所では、申立期間は厚生年金保険に加入しているので、この期間の保険料は既に還付したとのことだが、還付を受けた記憶が無いので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立人が主張するとおり、申立人は昭和53年7月に申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、申立期間の国民年金保険料が還付されることについて不自然さは無い。

また、社会保険事務所の特殊台帳では、還付処理された期間、還付金額及び還付決定年月日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 55 年 1 月まで

2 年分さかのぼって国民年金保険料を納付できると夫の父から聞いていたので、昭和 55 年 2 月に A 区役所で国民年金の加入手続をした後に、申立期間を含む国民年金保険料を納付した。夫の父が国民年金に加入するように送金してきた 2 万円と自分の資金の 1 万円から 2 万円を合わせて合計 4 万円ほどで納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の父から 2 年前にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、昭和 55 年 2 月に A 区役所で国民年金に任意加入した後、夫の父から送金された 2 万円に自己資金の 1 万円から 2 万円を加えた 4 万円ほどで、申立期間を含む国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間は任意加入期間であり、制度上さかのぼって納付することはできない上、申立期間の定額保険料並びに同時に納付したと考えられる昭和 55 年 2 月から同年 3 月までの定額保険料及び付加保険料の合計額は 7 万 7,560 円となり、申立人が納付したとする合計 4 万円ほどとは相違している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 55 年度について、定額保険料及び付加保険料を前納しており、その保険料額は合計で 5 万 40 円となることから、申立人が納付したとする 4 万円ほどと比較的近似しており、当該前納と申立期間の保険料納付を混同している可能性も考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状

況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 4 年 3 月まで
申立期間については、店舗経営をしていた昭和 62 年 3 月から A 区役所で十数万円の国民年金保険料を 2 回納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、喫茶店とスナックを兼ねた店舗を運営していた昭和 62 年 3 月から、A 区役所で国民年金保険料の十数万円を 2 回に分けて一括納付した記憶があるとしているが、その際に納付した期間についての記憶が曖昧であり、62 年 3 月の時点では、申立期間のうち昭和 63 年度以降については納付できない上、申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額は 49 万 3,100 円となり、申立人が納付したとしている十数万円とは乖離しており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間以後の平成 6 年 7 月 8 日に 4 年 6 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料 22 万 3,000 円を一括納付し、7 年 2 月には平成 6 年度の保険料 13 万 3,200 円を一括納付した記録があることから、これらの納付と申立期間の納付を混同した可能性がある。

さらに、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や特段の周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 57 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、A の子供で、昭和 50 年に両親と共に来日した。

申立期間①について、昭和 53 年 12 月、親族が自分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の半額をその親族に渡し納付してもらった。

申立期間②について、結婚後の昭和 57 年 4 月、B 市に転居した時から、妻の母親の勧めもあり、その妻が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の親族が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付にあたり保険料の半額をその親族に渡して申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期は夫婦共に昭和 62 年 2 月であり、その時点では、申立期間のすべては時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないことから、具体的な主張が得られず、加入状況及び納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付したとしているが、夫婦の国民年金への加入時期と推定できる昭和 62 年 2 月の時点では、申立期間の大部分は夫婦共に時効により保険

料を納付できない期間であり、申立人の妻も同期間の保険料が未納となっている。

また、申立人の妻は、申立期間の夫婦の保険料を納付したのは自分の母親であったとしており、その妻から保険料納付に関する具体的な申述が得られない。

- 3 さらに、申立期間①の国民年金加入と保険料納付をしたとする申立人の親族、及び申立期間②の保険料納付をしたとする申立人の妻の母親は既に他界しており、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月に会社を退職後、国民年金に加入し、退職した翌月から毎月欠かさず、主に A 区 B 町の郵便局に国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、61 年 8 月であるため申立期間は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となり、当時、申立人はその夫の被扶養者であったため、申立期間は任意加入期間で、申立人の国民年金への推定加入時の 61 年 8 月においては申立期間はさかのぼって納付できない期間となり、申立人が申立期間の保険料を納付したとしていることは不合理である。

また、申立人は申立期間を通じて、国民年金への加入時と同様、A 区 B 町に居住していることから、加入時以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとする事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から44年3月まで

国民年金に加入後、昭和44年7月17日に初めてA銀行（現在はB銀行）C支店に行き昭和44年度分の国民年金保険料を納付したが、その際、それ以前の保険料を納付していないのに気づき、同月21日にD市役所（現在はE市）に行き、申立期間の保険料を国民年金課窓口で納付した。また、国民年金手帳の42年度及び43年度分の検認台紙欄の切り取り線上に割り印も押されており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、昭和44年7月17日に初めてA銀行に行き昭和44年度分の国民年金保険料を納付した際、それ以前の申立期間の保険料が未納であることに気づき、同月21日にD市役所に行き、国民年金課窓口で申立期間の保険料を納付したとしているが、その時点では、申立期間のうち42年3月までは時効により納付できない期間であり、42年4月以降の分は過年度納付により納付できる期間となり、この過年度納付金は別途発行される過年度納付金納付書により納付することになるが、申立人はこの納付書受領の認識及び納付したとする過年度納付金の金額の具体的記憶が無く納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和42年度及び43年度の印紙検認台紙欄が切り取られ、切り取り線上に昭和44年7月21日付けと推定される検認印が押されていることから、申立期間の保険料が納付されているのではないかとしているが、この切り取り線上の検認印は該当する年度の保険料が未納であっても押印されるのが通常の取扱いで

あることから、これのみを持って保険料納付の裏付けとすることはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月30日から30年3月1日まで
昭和28年3月30日に高校を卒業し、知人の紹介でA社に正社員として入社した。A社の同僚にはB氏、C氏がいる。しかし、厚生年金保険の加入年月日が昭和30年3月1日からとなっているので調べ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚から提出された写真や供述、D株式会社の勤続10年の表彰状(昭和39年1月17日付け)から、入社日の特定はできないものの申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社と同社を引き継いだD株式会社は、既に適用事業所に該当していない上、解散しており、社会保険関係の記録は確認できず、D株式会社の後継のE株式会社を吸収合併した株式会社FにもA社の記録類は全く無い。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった者13人に照会したところ、一人は申立期間当時に試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入していなかったと供述している上、ほかの3人は、自身が記憶している入社日の11か月から4年経過後に被保険者資格を取得していることが確認できた。

さらに、申立人の提出した厚生年金保険被保険者証の資格取得日、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格取得日、雇用保険の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和30年3月1日となっており、申立人の申立期間の記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

平成 9 年 11 月に A 組合に入社した。同社が平成 11 年 12 月に倒産するまでの間、一貫してほぼ同額の賃金を支給されていたにもかかわらず、入社直後の 9 年 11 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額の等級が異なっているのは、記録上の誤りだと思われるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 10 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額と A 組合から振り込まれた給与額を元に検証（試算）したところ、社会保険庁の記録として確認できる標準報酬月額 44 万円と差異は無く、一方、申立人が主張する標準報酬月額 47 万円として試算した金額では、差異が生じる。

また、A 組合は、平成 11 年 12 月 25 日に適用事業所でなくなっており、申立人が主張する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料は無い。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の記録について訂正されている形跡はなく、社会保険事務所における処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A株式会社を昭和 51 年 2 月 29 日に退社したことになるが、その日がたまたま日曜日だったため、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日となってしまったと思われる。

しかし、A株式会社の給与は毎月 20 日締め切り、28 日が給与支給日なので、昭和 51 年 2 月の厚生年金保険料は納めているはずである。44 年 4 月 1 日に就職して以来、1 日足りとも休職したことはなく厚生年金保険料も一度も滞納したことはないので、申立期間の 1 か月間だけ厚生年金保険の加入期間が少ないことに納得できない。調査の上、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致しているが、同僚 17 人に照会したところ、このうち二人から申立人が申立期間に同社に勤務していたらしいとの供述があった。

また、A株式会社では、申立人の退職時期が 30 年以上前なので、その当時担当していた人事担当者は既に退職している上、また記録についても保存期間が過ぎているため、存在せず提供できないとしており、さらに、B健康保険組合では、同組合の被保険者資格喪失後 10 年以上を経過しており被保険者資格を確認できる記録は保管されていないとの回答があった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 7 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 18 日から同年 11 月 10 日まで

A の B (C 株式会社) に入社し、同社の寮に入り、申立期間は旅館部調理場で働いていた。健康保険証は入社後、直ぐもらっていたので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶していないことから、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことを推認できる供述を得ることができなかった。

また、申立事業所である C 株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料等については保管していないとしており、申立期間同時に勤務していたと思われる同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について供述も得られないなど、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する C 株式会社に係る被保険者名簿に記載の被保険者資格の取得日及び喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致している上、すべての申立期間の同名簿に申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 26 日から同年 10 月 11 日まで

株式会社Aに昭和 41 年 11 月 26 日に入社し、49 年 8 月 26 日に株式会社Bを退社するまで、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、株式会社Bの資格取得日が 46 年 10 月 11 日となっており、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。保険料も継続して控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Bでは、会社の倒産により厚生年金保険適用等に関する資料は無く、申立人の厚生年金保険の適用については不明としており、申立期間当時の同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、株式会社Bは、厚生年金保険の適用事業所となった日と同じ昭和 46 年 7 月 26 日に雇用保険の適用事業所となっているが、申立人が雇用保険の被保険者となったのは、社会保険庁の記録による厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ 46 年 10 月 11 日である。

ちなみに、株式会社Aは昭和 46 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、株式会社Bは同日に適用事業所となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る被保険者原票では、申立人の同社における被保険者資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険証番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 7 日まで
株式会社Aに継続勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間も退職しておらず、厚生年金保険料を支払っていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料は処分していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等については不明であるとしており、当時の事務担当者に照会を試みたが、回答が得られない上、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る被保険者原票において、申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚からも、厚生年金保険料の控除及び申立期間における勤務状況等について、具体的な供述を得ることができなかった。

また、B町役場の記録によると、申立人の申立期間に係る国民健康保険の被保険者記録が確認でき、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間における被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から28年3月1日まで
昭和26年4月から28年11月27日までA株式会社B所に勤めていたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述並びに申立人提出のB所記念アルバムの記載内容及び申立人が写った写真により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A株式会社B所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の関係資料の保存期間が経過したことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると供述しており、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間途中の昭和26年11月15日となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、同僚のうちの一人から、自分の当該事業所における入社日と社会保険事務所の記録で確認できる資格取得日に3か月の差があるとの供述がある上、別の同僚も当時、試用期間（3か月）があったかもしれないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月から21年2月まで
② 昭和21年2月から同年4月まで
③ 昭和21年4月から同年11月16日まで
④ 昭和21年12月18日から24年4月1日まで
⑤ 昭和27年8月13日から28年11月22日まで

申立期間①及び③当時はA市のBに、申立期間②当時はC市のDに、申立期間④当時はEに、申立期間⑤当時は同内Fに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、G局では、Bにおける当時の勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしている。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人が挙げた申立期間①及び③当時の同僚については所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

2 申立期間②について、H局では、Dにおける当時の勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしている。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間④について、申立人の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がEに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、I局及びJ部では、同局及び同支部が保管するKに係る労働者名簿及び従業員台帳の中に、申立人の氏名は無いとしている。

また、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間⑤について、申立人の日記の記述により、申立人がK内のFに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人はK内のFでLに直接雇用されていたとしているところ、社会保険事務所では、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することはできなかった。

また、申立人がK内のFで上司だったとする者についても、申立期間⑤の大部分について、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該上司は既に他界していることから供述を得ることができない。

さらに、I局及びJ部では、同局及び同支部が保管するKに係る労働者名簿及び従業員台帳の中に、申立人の氏名は無いとしている。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、Mに対する厚生年金保険の適用については、昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局通知によると、おおむね24年1月1日から、強制被保険者として適用する旨が記載されており、社会保険庁では、N所の最も古い適用年月日は同年4月1日であるとしている。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金

保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 6 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月に A 株式会社就職し、同年 6 月に本採用になり、厚生年金保険に加入したはずである。申立期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認したが、同社では、申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管していないとしており、供述も得ることはできなかった。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について、申立人が記憶していた同僚に照会したが、関連資料及び具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠落も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の A 株式会社のものと同社で推認できる雇用保険の加入記録では、雇用保険の資格取得日は昭和 40 年 6 月 1 日で、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社における平成 9 年 12 月 22 日付けの訂正処理で、2 年 10 月から 5 年 12 月までの標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に、6 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 53 万円から 9 万 2,000 円に同年 10 月から 9 年 11 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に、いずれもさかのぼって引き下げられている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主であったA株式会社は、社会保険事務所の記録では、平成 9 年 12 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の標準報酬月額は同年同日付で、2 年 10 月から 4 年 9 月までの 24 か月間が 53 万円から 8 万円に、6 年 1 月から同年 9 月までの 9 か月間が 53 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成 4 年 10 月から 5 年 12 月までの 15 か月間及び 6 年 10 月から 9 年 11 月までの 38 か月間については、9 年 12 月 22 日の訂正処理前に変更されており、申立期間の対象とならない。

また、A株式会社の社会保険の手続については、申立人自身が処理を行っていたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料について、滞納はなかったが、「先付け小切手」で 4 回から 5 回支払ったことがあると供述しているが、社会保険事務所では「先付け小切手」での社会保険料の納付を受け付けていないこと、及びA株式会社の従業員の一人名は、平成 8 年ごろに資金繰りの悪化に伴い、給料の遅配があったと供述していることから、社会保険料の滞納

があったことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている事業主である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の特減処理に關与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録によると、平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 9 月までさかのぼって標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられており、また、同年 10 月 1 日から 5 年 2 月まで標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられていた。私自身は引き下げた記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 5 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年 4 月 7 日付けで、3 年 11 月から 5 年 2 月までの 16 か月間が 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は「株式会社Aの社会保険の手続については、経理担当者が行って、代表印は私が押印していた。」と供述していることから、標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の遡^{（さきゅう）}及訂正については、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

また、申立人は、当時の経理担当者名を供述しているが、その他の同僚に対して「照会しないでほしい。」と供述しているために、申立期間当時の事業所状況を把握することができなかった。

さらに、当時の経理担当者に対して複数回照会したが、回答を得ることができなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、

当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 34 年 4 月まで、又は同年 7 月から 35 年 2 月までのうち 2 か月

昭和 33 年 3 月から 34 年 4 月まで、又は同年 7 月から 35 年 2 月までの、いずれかの期間のうち 2 か月について、A 駅南口にあった事業所でトランジスタラジオのはんだ付け作業をしていたが、その間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたとする事業所の名称を記憶していない上、短期間の勤務であったために、当時の住宅地図を示しても事業所の場所を示すことができず、事業主及び同僚の氏名も記憶していないと供述しており、申立てに係る事業所は特定できない。

そのため、事業主や同僚の特定もできず、申立内容に係る供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、そのほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 42 年 1 月まで

社会保険庁から「年金加入記録のお知らせ」が送付されてきたが、A株式会社に勤めた記録が確認できなかった。社会保険に加入している会社を選び入社し、保険料も毎月控除されていたので申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録(昭和 40 年 3 月 22 日から 42 年 1 月 27 日までの期間)及び同僚の供述により、申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿には、申立てのとおりの記録は無く、申立期間前後の健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。また、申立人が記憶する同僚二人についても同名簿には記載されていない。

さらに、A株式会社は既に解散し、当時の事業主にも連絡がとれず、申立人の申立事実を確認することができない。

加えて、同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額が 41 万円から 15 万円に引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が従業員として勤務していた「A株式会社」は、平成 10 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 3 月 5 日に申立人の 9 年 8 月から 10 年 1 月までの標準報酬月額が 41 万円から 15 万円に、^{そきゅう}遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、登記簿上は役員の記載がある上、事業主から社会保険料を滞納していることを聞き、当該標準報酬月額訂正処理については、自分が訂正処理をしたことを認めている。

また、適用事業所でなくなった平成 10 年 2 月 28 日での被保険者は、元事業主、事業主及び申立人の 3 人のみであり、事業主及び申立人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については役員の一員として責任を負うべき立場にあり、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理についても承知していながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤務していた株式会社Aは、平成 6 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 12 月 14 日に申立人の 5 年 11 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、適用事業所でなくなった平成 6 年 11 月 30 日までの被保険者は、事業主、申立人及び社員二人の計 4 人のみであり、事業主及び申立人の標準報酬月額のみが^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、入社時から、株式会社Aの経理部長として社会保険関係事務を執行しており、申立期間の社会保険料の滞納を整理するために事業主に報告した上で、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理の手続を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の社会保険業務の責任者の立場にあった申立人が、会社の業務として行った当該行為について有効なものでないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 21 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 2 日から 40 年 9 月 20 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 8 日から 42 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間はいずれも脱退手当金を支給済みとのことであったが、脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 6 月 20 日から 37 年 9 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間を有する A 株式会社を退職した際には脱退手当金を受給したが、B 株式会社勤務した申立期間①については受給していないと主張しているが、脱退手当金は、制度上、被保険者期間中においては受給できないものである。

また、社会保険庁の記録上、申立期間①の資格喪失日から 2 か月後に支給決定されている脱退手当金は、A 株式会社の期間と申立期間①とを基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間①の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の被保険者台帳記号番号は、申立期間①と申立期間②、③及び④とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間④の後に支給決定されている脱退手当金は、申立期間②、

③及び④を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間④の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には「脱」の表示が記されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、社会保険庁の記録により、申立期間④の事業所で脱退手当金の支給記録が確認できる申立人を含めた5名のうち3名は、自分で脱退手当金を請求し受給したと証言しており、申立人が脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないほか、申立人に聴取するも、申立人は、脱退手当金を受給していないとする記憶しかない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から37年5月26日まで

私は、申立期間にA株式会社で働き、結婚のため退職したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっている。私は脱退手当金を請求していないし、もらっていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和55年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで

社会保険庁の記録によると、平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 5 月 31 日までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が役員を務めていた有限会社 A は、平成 6 年 5 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっており、同年 6 月 8 日付けで申立人、代表取締役である申立人の妻及び申立人の二男の 3 人の 4 年 6 月から 6 年 5 月までの記録が訂正され、申立人に係る標準報酬月額は 4 年 6 月から 5 年 9 月までが 59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 6 年 4 月までが 15 万円から 9 万 8,000 円に遡及^{そきゅう}して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役の夫である上、当該遡及^{そきゅう}訂正が親族のみを対象として行われていること、また、申立期間当時の厚生年金保険料の滞納及びこれに伴う減額訂正処理を行うことを承知し、かつ、これに同意したと供述していることから、役員^{そきゅう}の一人として、当該滞納処理の責任を負ったものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている役員^{そきゅう}の一人である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上妥当ではなく、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1379 (事案 371 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月30日まで

私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A株式会社の勤務は、昭和19年9月から20年3月までは学徒動員であったことは承知しているが、20年4月から同年8月30日まではB尋常高等小学校の卒業後であり、この間は正社員として勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述等からA株式会社に勤務していたことは認められるものの、申立人は勤労働員学徒であり、同事業所における健康保険の加入事実は確認できたが、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者ではなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、尋常高等小学校を卒業した昭和20年3月後の勤務は学徒動員ではないと主張しているが、申立期間については社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、学徒としての健康保険の記録はあるものの厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

また、申立人と同時に学徒動員でA株式会社に勤務し尋常高等小学校卒業後も引き続き勤務した男子同級生である同僚46人（申立人が氏名を挙げた10人を含む）についても、社会保険事務所の資料において健康保険の加入記録はあるものの、申立期間について厚生年金保険被保険者期間は確認できない。

さらに、同僚に照会するも給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所は既に解散しており、尋常高等小学校を卒業後に改めて工員として再雇用されたことや、事業主により給料から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの状況から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 48 年 1 月 28 日から同年 2 月 1 日まで
(株式会社A)
②昭和 48 年 2 月から同年 8 月まで
(B社)

私は、申立期間①に係る株式会社Aに昭和 48 年 1 月 31 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 48 年 1 月 28 日となっている。調査の上、資格喪失日を 48 年 2 月 1 日に訂正してほしい。

また、申立期間②に係るB社株式会社に昭和 48 年 2 月 1 日に入社した。社会保険庁の記録では入社時の標準報酬月額が 8 万 6,000 円となっている。

入社に際して同社の人事部と交渉した結果、入社時の給料は 11 万円であったと記憶している。調査の上、入社時の標準報酬月額を 11 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aにおいて昭和 48 年 1 月 31 日まで在籍していたと主張しているところ、事業主は、申立期間に勤務していたとしているものの退職日までは記憶しておらず、当時の資料も破産時に裁判所に押収されたと供述しており、退職日を証明する資料は見当たらない。

また、当時の同僚に照会したところ、申立人の勤務期間については覚え

ていないとの供述があった。

さらに、申立人が勤務していた株式会社Aでの雇用保険の加入記録は社会保険庁の厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、事業主が誤って同じ日を届け出たとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間②について、申立人は入社時の給料は 11 万円であったと主張しているところ、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得時における標準報酬月額が 8 万 6,000 円と記載されており、訂正の形跡も無い。

また、申立人と同じく営業職で勤務していた同僚は、申立期間当時の給与は、基本給に歩合給を加算したものであったと供述しているが、歩合給については、標準報酬月額を決定する際の報酬月額に含まれる固定的賃金ではない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立期間後の昭和 48 年 9 月の随時改訂により、申立人が主張する標準報酬月額（11 万円）に改訂されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主の所在も不明であり、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月ごろから同年 7 月ごろまで
昭和 47 年 11 月に結婚。A病院（現在は、B）を退職し、C区D地にあるEに 48 年 1 月から同年 7 月まで勤務していた。妊娠のため退職したが、それまでは常勤として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、Eに勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがうことができる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 5 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立内容に係る事業主の供述を得ることができず、当時の同僚に照会したが、申立人が当該事業所において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険証番号も連続しており欠番は無い。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 13 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 有限会社に勤務した期間のうち、昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 13 日までが未加入との回答をもらった。

同社には、昭和 39 年 4 月 1 日から同族会社の B 株式会社へ転職した 42 年 4 月 13 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において、申立人が申立期間当時に同じ班と一緒に勤務していたと主張している申立人の姉及び同僚等 3 人（同班の代表者であった者を含む。）は、いずれも申立人より約 2 か月前の昭和 40 年 8 月 30 日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのが社会保険庁の記録から確認できる上、当時の同僚や当該事業所関係者からも申立内容を裏付ける具体的な供述は得られない。

また、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

さらに、申立人が申立期間に継続して勤務していたとする A 有限会社は、昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが社会保険事務所の記録から確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録については確認できなかった。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 12 月 31 日まで
② 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで

申立期間①については株式会社Aに、また申立期間②については有限会社Bにそれぞれ製版工として勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。この間の給与所得の源泉徴収票(昭和 52 年、53 年及び 54 年分)を添付するので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、株式会社Aに勤務していた旨申し立てている。

そして、申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月 18 日から同年 12 月 31 日までの期間については、雇用保険加入記録及び株式会社A発行の昭和 52 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間①当時勤務していたとする株式会社Aは、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人が供述している複数の同僚についても、申立人同様、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票を検証したところ、昭和 52 年における社会保険料等の控除は確認できるものの、当該控除額は、申立人の給与総額から試算した当時の社会保険料等の合計額と大きく異なっていることから、申立期間①について、事業主により厚生年金保険料が

給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間①について国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

2 申立人は、申立期間②については、有限会社Bに勤務していた旨申し立てている。

そして、申立期間②に申立人が同社に勤務していたことは、有限会社B発行の昭和53年分及び54年分の給与所得の源泉徴収票により推認できる。

しかし、申立人が申立期間②当時勤務していたとする有限会社Bは、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人が供述している複数の同僚についても、申立人同様、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

なお、申立人は当該事業所における従業員数を3人であると説明していることから判断すると、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていなかった可能性が高い。

また、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票を検証したところ、昭和53年分及び54年分における社会保険料等の控除は確認できるものの、当該控除額は、申立人の給与総額から試算した当時の社会保険料等の合計額と大きく異なっていることから、申立期間②について、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間②について国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで
有限会社Aは、入社当初は社会保険がなかったが、入社後 1 年から 1 年半後に社会保険に加入してからは、国民年金保険料の請求も来なくなったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた有限会社Aの同僚の氏名が社会保険庁の記録から確認できること、及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 49 年 12 月 11 日であり、申立期間の一部は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無い上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も無い。

さらに、事業主は申立期間当時の資料は無いとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人が記憶していた同社の同僚 3 人のうち 2 人は、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿において氏名が確認できない。

なお、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金保険料納付記録が確認できるのは平成 15 年 9 月以降である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月5日から43年6月1日まで
(株式会社A)
② 昭和43年10月1日から44年2月26日まで
(B株式会社)
③ 昭和50年2月2日から同年4月1日まで
(C株式会社)
④ 昭和50年5月1日から53年3月1日まで
(株式会社D)

現在受給している年金額が低いので厚生年金保険の標準報酬月額に誤りがあるのではないかと、厚生年金保険加入の全期間について標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特別養護老人ホームに入所しており、高齢で病気のため、厚生年金保険加入期間中の各事業所での勤務内容や標準報酬月額について申立人から聴取することができない上、申立人の代理人からも申立人の各事業所での勤務内容や標準報酬月額について具体的な供述は得られなかった。

また、申立人が申立期間に勤務していた各事業所のうち、株式会社Dは、経理担当役員から提供された所得税源泉徴収簿及び健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は、8万円（昭和50年5月）から9万2,000円（53年2月）となっており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

なお、i) 株式会社Aは、社会保険事務所の記録によると、昭和43年6月に適用事業所に該当しなくなっており、法人登記簿も見当たらない、ii) C

株式会社は、法人登記簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、平成14年12月3日に解散しており、申立期間当時の役員は生存していない、
iii) B株式会社からは、申立人の標準報酬月額を確認できる資料は残されていないとの回答があった。

このため、これら4事業所における申立人の標準報酬月額の記録を、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に記載されている当時の同僚女子の標準報酬月額の記録と比較したが、申立人の標準報酬月額が著しく低額とは認められなかった。

さらに、Eのホームページで公表されている厚生年金保険被保険者全員の標準報酬月額の平均の推移（女子）と比較しても、申立人の4事業所での標準報酬月額の推移は全国平均とおおむね一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 6 日から 32 年 7 月まで

昭和 28 年 11 月 15 日から 32 年 7 月まで株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、31 年 3 月 6 日から 32 年 7 月までの記録が確認できない。継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB区所在の株式会社Aは、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

そこで、商号が同社と類似し、B区に存在した株式会社Cについても調査したところ、適用事業所であることが確認できる上、申立人が記憶する複数の同僚の記録も確認できたが、社会保険事務所が保管する株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 28 年 11 月 15 日、資格喪失日は 31 年 3 月 6 日となっており、申立期間における申立人の氏名は無いことが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について同僚等の供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、同社は既に適用事業所ではなく、当時の事業主も故人であり、申立人に係る人事記録、賃金台帳は保管されていない上、複数の同僚から申立期間以降に合併したと供述を受けた事業所にも照会したが、当時の記録は無いため、申立人については不明としており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間の昭和 32 年 3 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで A 市の B 金庫本店に勤務していた。結婚のため、退職したが、その時の厚生年金保険被保険者期間は一時金で受け取ったことになっているが、説明を受けたことも受け取ったことも無い。

B 金庫を辞めるときに 8 万円ぐらいの退職金をもらったことを記憶しているが、退職後は B 金庫から一度も連絡は無かったし、B 金庫の建物を訪れたことも無い。脱退手当金を受け取るのは物理的に無理だったので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印がなされている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 9 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B 金庫 C 部や当時の人事担当者からは、退職者には脱退手当金について説明を行っていたが、代理請求はしていなかった旨の証言が得られるとともに、当時の同僚の一人は、自分は受給しなかったが、厚生年金保険を脱退せず、国民年金に切り替えると、将来自分のためになるとの説明を受けたと述べているほか、申立人の被保険者名簿の資格喪失日前後 3 年以内に資格喪失した女性 3 名は、いずれも 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、B 金庫は、当時、退職者に脱退手当金について説明をしていたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間に係る脱退手当金の受給の有無について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1393 (事案 419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年5月30日まで
② 昭和26年6月4日から32年6月29日まで

株式会社Aを退職した後、自宅に送金があったが、当時は会社から送金されたもので脱退手当金が送金されたという認識は無かった。しかし、社会保険事務所で確認したところ、有限会社Bと株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の受給手続がなされているとのことであった。

自分で脱退手当金の受給手続をしたことは無く、本人に無断で手続がなされたことに納得がいかないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、株式会社Aを退職した後、自宅に送金があったことを記憶しており、申立人に送金されたとする金額は脱退手当金の支給額とおおむね一致するとともに、申立人が同社で支給されていたとする給与額と平均標準報酬月額もおおむね一致することから、申立人は脱退手当金を受け取ったことが推認できるとして、既に当委員会から申立人の年金記録の訂正は必要ないとする通知が平成20年12月2日付けで発出されている。

今般の再申立ての審議に当たり、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳を再度確認したが、脱退手当金の支給年月日、支給金額、脱退手当金を支給したことを意味する表示などが記されており、これら支給記録の内容は、オンライン記録とも一致しており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

一方、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は、自分が請求手続をしたも

のではなく、社会保険事務所の職員が自分に無断で支給手続をしたものであると主張するが、申立人の主張を裏付ける新たな周辺事情は見当たらない。

以上のことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 7 月 16 日まで
社会保険事務所からの連絡により、A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 10 年 12 月から 11 年 6 月までの標準報酬月額が、16 万円となっており、実際の給与と相違があることが判明した。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 11 年 7 月 16 日に全喪しているところ、11 年 8 月 3 日付けで 10 年 12 月から 11 年 6 月までの申立人に係る標準報酬月額が 59 万円から 16 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が供述している当時の給与額を確認できる給与明細書等の資料が無く、A 株式会社の社会保険に係る手続を担当していた社会保険労務士事務所に確認をしたが、同社に係る資料はすべて破棄をしたとしており、当時の状況を確認できる資料は見当たらない。

さらに、申立人は平成 11 年 7 月当時、A 株式会社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、申立人の標準報酬月額の変更処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 28 日まで
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務める株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務める株式会社Aは、平成 10 年 10 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年 10 月 30 日付けで、8 年 11 月から 10 年 9 月までの間について、59 万円から 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難く、元従業員からも、当時の状況等に関する具体的かつ詳細な供述が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1397

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年9月21日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aにおける被保険者期間のうち、平成7年10月において、標準報酬月額が6年7月までさかのぼり9万2,000円に引き下げられていることがわかった。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成7年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同年10月4日付けで6年7月から同年10月までの申立人に係る標準報酬月額53万円（当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）と、同年11月から7年8月までの申立人に係る標準報酬月額59万円（当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）が、9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの社会保険の手続については、申立人の配偶者が処理を行っていたという同僚等の供述もあり、先の地位及び役割上の事情も勘案すると、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

また、破産管財人等の第三者の関与もうかがえない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、前述の状況から判断すると、標準報酬月額が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。